

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 5 の第12号
監 査 の 対 象：令和 4 年度監査委員監査 物品管理等に関する事務
所 管 所 属：中央区役所
通知を受けた日：令和 5 年 4 月24日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	備品出納簿の出力・保管について改善を求めたもの（一般会計等） 各所属の備品出納簿（令和 3 年度全期分）の出力・保管状況について確認したところ、所属において、備品出納簿（令和 3 年度全期分）を出力・保管できていない担当課があった。 【指摘事項】 1. 上記所属は、物品担当課において各課の出力状況を確認することや、物品担当課等でも所属内全課の備品出納簿を出力することなどにより、備品出納簿の出力・保管が確実に実施されるよう仕組みを構築されたい。	会計室の通知により定められた時期に物品担当課（総務課）において所属内全課分の備品出納簿を出力・保管することとし、出力・保管状況を管理する「備品管理確認表」も作成・チェックすることで備品出納簿の出力・保管漏れが発生しない仕組みを構築し、当該仕組みに基づき、令和 4 年度上半期分の備品出納簿を漏れなく出力・保管した（令和 4 年10月11日完了）。 また、物品担当課（総務課）より各課へ向け、備品出納簿の出力・保管が確実に実施されるよう所属内通知「物品の適正な管理について」を発出し、定められた時期に備品出納簿の出力・保管を行うことを含め物品の適正な管理について周知を行った。	措置済	令和 5 年 2 月21日